官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働五七）　二
〔法規的告示〕
○漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四大中型まき網漁業の項第九号の農林水産大臣が定める期間を定める告示（農林水産六〇二）　二
〔その他告示〕
○中央選挙管理会委員長が互選された件（中央選挙管理会五）　二
○委員長に事故がある場合における委員長の職務を代理すべき者を定めた件（同六）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（法務七九、八〇）　三
○食糧援助に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一三五）　三
○モザンビーク共和国における地域警察活動及び国境警備体制強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（同一三六）　三
○タマレ市における電力供給安定化計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一三七）　三
○ジャパン・フリーウェイ延伸計画のための贈与に関する日本国政府とリベリア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一三八）　三
○農薬を登録した件（農林水産六〇三、六〇四）　四
○農薬の登録が失効した件（同六〇五）　四
○電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録の更新をした件（経済産業七二）　四
○高速自動車国道に関する件（国土交通三一二）　五
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同三一三、三一五）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（同三一四）　五
○道路に関する件（関東地方整備局一五〇、一五一）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局六三、六四）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岐阜県公安委六）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（愛知県公安委一一）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（三重県公安委一〇）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（京都府公安委四六）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（大阪府公安委五二）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（兵庫県公安委七八）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（鳥取県公安委三五）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（島根県公安委七）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岡山県公安委五二）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　内閣府　八
〔官庁報告〕
法　務
公証人任免（法務省）　八
労　働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（中部運輸局二）　八
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配三）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示、免職処分、退職手当支給制限処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
特殊法人等
財務省共済組合定款の一部変更関係　二六
会社その他　二九

省　令

○厚生労働省令第五十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一編・第二編　（略）	第一編・第二編　（略）
第三編　衛生基準	第三編　衛生基準
第一章～第四章　（略）	第一章～第四章　（略）
第五章　温度及び湿度（第六百六条―第六百十二条の二）	第五章　温度及び湿度（第六百六条―第六百十二条）
第六章～第九章　（略）	第六章～第九章　（略）
第四編　（略）	第四編　（略）
附則	附則
（熱中症を生ずるおそれのある作業）	（新設）
第六百十二条の二　事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。	
2　事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。	

附　則

この省令は、令和七年六月一日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第六百二号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第四大中型まき網漁業の項第九号の規定に基づき、令和七年及び令和八年における農林水産大臣が定める期間を次のように定める。

令和七年四月十五日

農林水産大臣　江藤　拓

令和七年及び令和八年における漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四大中型まき網漁業の項第九号の農林水産大臣が定める期間は、公海にあっては五月一日から同月三十一日まで及び七月一日から八月十五日までとし、我が国及び外国の排他的経済水域にあっては七月一日から八月十五日までとする。

その他告示

○中央選挙管理会告示第五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五条の二第十二項の規定に基づき、中央選挙管理会委員長に令和七年四月十四日次の者が互選されたので、中央選挙管理会規程（昭和二十七年中央選挙管理会告示第二号）第一条第四項の規定により告示する。

令和七年四月十五日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

住所の市区町村名まで

氏　名

千葉県浦安市

古屋　正隆

○中央選挙管理会告示第六号

中央選挙管理会規程（昭和二十七年中央選挙管理会告示第二号）第三条の規定による委員長に事故がある場合における委員長の職務を代理すべき者を、令和七年四月十四日次のように定めたので告示する。

令和七年四月十五日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

住所の市区町村名まで

氏　名

東京都文京区

城島　光力

○法務省告示第七十九号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年四月十五日

法務大臣　鈴木　馨祐

認証紛争解決事業者の名称及び住所

長野県行政書士会

長野県長野市大字南長野南県町千九番地三

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第七号に係る変更

変更の認証年月日

令和七年三月二十五日

○法務省告示第八十号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年四月十五日

法務大臣　鈴木　馨祐

認証紛争解決事業者の名称及び住所
茨城司法書士会
茨城県水戸市五軒町一丁目三番十六号
変更の内容
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第七号に係る変更
変更の認証年月日
令和七年三月二十七日

○外務省告示第百三十五号

令和七年二月十九日にブジュンブラで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がブルンジ共和国政府との間に行われた。
1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億五千万円
3　署名者
日　本　側　福島功在ブルンジ大使
ブルンジ側　アルベール・シンギロ外務・開発協力大臣
令和七年四月十五日
外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百三十六号

令和七年三月七日にマプトで、モザンビーク共和国における地域警察活動及び国境警備体制強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。
1　協力の目的及び内容　地域警察活動及び国境警備体制強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十六億六千五百万円
3　署名者
日　本　側　濵田圭司在モザンビーク大使
国際移住機関側　ローラ・トムボンド在モザンビーク事務所長
令和七年四月十五日
外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百三十七号

令和七年三月十日にアクラで、タマレ市における電力供給安定化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　タマレ市における電力供給安定化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十九億九千二百万円
3　贈与の供与期限　令和十二年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　義本博司在ガーナ大使
ガーナ側　サムエル・オクジェト・アブラクワ外務大臣
令和七年四月十五日
外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百三十八号

令和七年三月十二日にモンロビアで、ジャパン・フリーウェイ延伸計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がリベリア共和国政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　ジャパン・フリーウェイ延伸計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十七億二千五百万円
3　贈与の供与期限　令和十三年十二月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　義本博司在リベリア大使
リベリア側　イブラヒム・アル・バクリ・ニェイ国際協力・経済統合担当外務副大臣
令和七年四月十五日
外務大臣　岩屋　毅

○農林水産省告示第百三号

農薬取締法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十三号）第二条の規定による改正前の農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三十四条第六項において準用する同法第三条第九項の規定により、令和七年三月二十六日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。
令和七年四月十五日
農林水産大臣　江藤　拓

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24957	発芽スイートルーピン抽出たんぱく質液剤	プロプラッド液剤	ポルトガル　カンターニェデ市　ゾーナ・インドゥストリアル・デ・カンターニェデ・バイオキャント　ロット120　シーイーブイ　エス　エー　最高経営責任者　ヒューゴ・アレクサンドル・ペイニョバプティス　タ・ダ・シルバ （東京都江戸川区東小岩四丁目1番16号　高村善治）

（備考）　（　）は国内管理人の氏名及び住所である。

○農林水産省告示第六百四号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年三月二十六日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。
令和七年四月十五日
農林水産大臣　江藤　拓

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24958	非病原性リゾビウムピティス水和剤	エコアーク	東京都台東区池之端一丁目4番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優
24959	ジクロロメゾチアズ・フルペンジアミド水和剤	フェニックスマストフロアブル	東京都中央区京橋一丁目19番8号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　岩田浩幸
24960	ピラジフルミド・ＴＰＰＮ水和剤	パレードプラスフロアブル	〃
24961	カスガマイシン・銅水和剤	カスミンボルドー	東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一

○農林水産省告示第六百五号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。
令和七年四月十五日
農林水産大臣　江藤　拓

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
18864	令和7年2月3日付けをもって登録失効したもの	トリフルラリン・ペンディメタリン粉粒剤	ＡＣＣコンボラル	東京都中央区日本橋室町三丁目4番4号　ＢＡＳＦジャパン株式会社　代表取締役社長　石田博基
21096		オキサジアゾン乳剤	ロンスター乳剤	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　大島美紀

令和７年２月４日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
14129	クロルピリホス乳剤	ダーズバン乳剤４０	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号　アグロ　カネショウ株式会社　代表取締役　櫛引博敬
19619	クロルピリホス粒剤	ダーズバン粒剤	〃
22151	クロルピリホス水和剤	ダーズバンＤＦ	〃
11585	クロルピリホス乳剤	クミアイダーズバン乳剤４０	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優
19621	クロルピリホス粒剤	サンケイダーズバン粒剤	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明
11584	クロルピリホス乳剤	日産ダーズバン乳剤４０	東京都中央区日本橋二丁目５番１号　日産化学株式会社　取締役社長　八木晋介
19620	クロルピリホス粒剤	日産ダーズバン粒剤	〃
19679	非病原性エルビニアカロトボーラ水和剤	日産バイオキーパー水和剤	〃
19677	非病原性エルビニアカロトボーラ水和剤	バイオキーパー水和剤	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１　セントラル硝子株式会社　代表取締役社長執行役員　前田一彦
21546	シュードモナス　フルオレッセンス水和剤	ベジキーパー水和剤	〃
21858	バチルス　シンプレクス水和剤	モミホープ水和剤	〃
22139	バリオボラックス　パラドクス水和剤	フィールドキーパー水和剤	〃

令和７年２月６日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21718	非病原性エルビニアカロトボーラ水和剤	エコメイト	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優
23469	シアントラニリプロール水和剤	エスペランサ	〃
22907	クロラントラニリプロール・ピメトロジン・プロベナゾール粒剤	シンジェンタ　ビルダーフェルテラチェスジェンタ　粒剤	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　小林久哉
23471	シアントラニリプロール・チアメトキサム水和剤	ツインアタック顆粒水和剤	〃
23651	シアントラニリプロール水和剤	ブレイクショット	〃

令和７年２月19日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22661	ジノテフラン・ブプロフェジン水和剤	クミアイアプロードスタークルゾル	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優

令和７年２月27日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22039	フィプロニル・チアジニル粒剤	アプライプリンス粒剤１０	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　岩田浩幸
22440	ダイムロン・ピラクロニル・ブロモブチド・ベンスルフロンメチル粒剤	日農イッポンＤジャンボ	〃
22454	ダイムロン・ピラクロニル・ブロモブチド・ベンスルフロンメチル水和剤	日農イッポンＤフロアブル	〃
22662	ジノテフラン・ブプロフェジン水和剤	アプロードスタークルゾル	〃
22784	ジノテフラン・ブプロフェジン・フルトラニル粉剤	アプロードモンカットスタークルＦ粉剤ＤＬ	〃
23146	インダノファン・ピラクロニル・ベンゾビシクロン水和剤	ライジンパワーフロアブル	〃

令和７年２月28日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
16314	プロフェノホス乳剤	エンセダン乳剤	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　小林久哉

○経済産業省告示第七十二号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十二条第二項において準用する同法第三十一条第一項の規定に基づき、令和七年四月十五日付けで次のように同法第九条第一項の登録の更新をしたので、同法第四十四条第一号に該当するものとして同条の規定に基づき公示する。

令和七年四月十五日　　経済産業大臣　武藤　容治

登録の区分	国内登録検査機関
一　八令法第施交まで十規則電気用品安全法第十三条第一項の規定に基づき、令和七年四月十五日付けで次のように同法第九条第一項の登録の更新をしたので、同法第四十四条第一号に該当するものとして同条の規定に基づき公示する。 令和七年四月十五日　経済産業大臣　武藤　容治 号行流用機械器具（電気用品安全法第十三条第一項の規定に基づき、令和七年四月十五日付けで次のように同法第九条第一項の登録の更新をしたので、同法第四十四条第一号に該当するものとして同条の規定に基づき公示する。 令和七年四月十五日　経済産業大臣　武藤　容治）に掲げる電気用品（昭和三十二年通商産業省令第百五十四号）第九条第一項の規定により除外されるものを除く。）	インターテックジャパン株式会社 東京都港区虎ノ門四丁目３番１３号

（参考）

インターテックジャパン株式会社の事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

インターテックジャパン株式会社　本社（東京都港区虎ノ門四丁目３番１３号）

インターテックジャパン株式会社　東京試験所（東京都港区海岸三丁目２２番１２号　安田芝浦第２ビル４階）

インターテックジャパン株式会社　鹿島試験所（茨城県鹿嶋市佐田２９８番地６号）

○国土交通省告示第三百十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十五日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年四月十五日　　国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
西中央自動車道宮線	滋賀県大上郡多賀町大字多賀字岡山一田二二中七井七四番二から同県大上郡多賀町大字多賀字岡山一田二二中七井七四番二まで	令和七年四月十六日八時

○国土交通省告示第三百十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年四月十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大関沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十二年建設省告示第千百五十七号で指定した大関沢に掲げる土地の区域

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大関川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十七年建設省告示第千三百三十三号で指定した同号二に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第三百十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

段原川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県呉市広町字三ツ石、字段原、字滝ノ久保及び字三ツ石東の区域内の土地のうち、次の一点から四十三点までを順次結んだ線及び一点と四十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十二年内務省告示第四百号で指定した段原川に掲げる土地の区域を除く。）

一点	北緯三四度一六分四三秒九三二六	東経一三二度三八分一六秒九三二一
二点	北緯三四度一六分四三秒四九一七	東経一三二度三八分一八秒四八二五
三点	北緯三四度一六分四二秒七九〇六	東経一三二度三八分一八秒七三〇〇
四点	北緯三四度一六分四一秒六八二六	東経一三二度三八分一八秒八六九六
五点	北緯三四度一六分四〇秒四五〇二	東経一三二度三八分二〇秒六〇六八
六点	北緯三四度一六分三九秒八二一九	東経一三二度三八分二〇秒五四〇七
七点	北緯三四度一六分四〇秒〇二三一	東経一三二度三八分二一秒三五七四
八点	北緯三四度一六分三九秒九二三一	東経一三二度三八分二二秒八〇〇〇
九点	北緯三四度一六分三九秒六〇七一	東経一三二度三八分二三秒五六三一
十点	北緯三四度一六分三八秒九五五五	東経一三二度三八分二三秒四五一三
十一点	北緯三四度一六分三八秒五三七〇	東経一三二度三八分二四秒一〇〇一
十二点	北緯三四度一六分三八秒九八四六	東経一三二度三八分二四秒六〇五四
十三点	北緯三四度一六分三八秒八〇〇九	東経一三二度三八分二五秒五一三九
十四点	北緯三四度一六分三八秒〇二七三	東経一三二度三八分二五秒六八一四
十五点	北緯三四度一六分三七秒八三〇四	東経一三二度三八分二六秒五三四〇
十六点	北緯三四度一六分三九秒二九三二	東経一三二度三八分二九秒八〇四五
十七点	北緯三四度一六分三八秒八六四三	東経一三二度三八分三〇秒三〇八三
十八点	北緯三四度一六分三六秒九七七八	東経一三二度三八分二八秒一七五六
十九点	北緯三四度一六分三六秒八三九七	東経一三二度三八分二六秒九五五九
二十点	北緯三四度一六分三六秒一三七九	東経一三二度三八分二五秒六五八九
二十一点	北緯三四度一六分三五秒六五七九	東経一三二度三八分二五秒七一一五
二十二点	北緯三四度一六分三五秒三九五九	東経一三二度三八分二五秒二三〇六
二十三点	北緯三四度一六分三六秒六〇九七	東経一三二度三八分二四秒五五三〇
二十四点	北緯三四度一六分三六秒三二一五	東経一三二度三八分二二秒四三八〇
二十五点	北緯三四度一六分三六秒二一三六	東経一三二度三八分二一秒〇五九四
二十六点	北緯三四度一六分三六秒二四五二	東経一三二度三八分二〇秒七六五四
二十七点	北緯三四度一六分三五秒三三七四	東経一三二度三八分二〇秒一〇三八
二十八点	北緯三四度一六分三五秒三六四七	東経一三二度三八分一九秒七四一四
二十九点	北緯三四度一六分三五秒九三四五	東経一三二度三八分一九秒七八三八
三十点	北緯三四度一六分三五秒九五八二	東経一三二度三八分一九秒〇五三四
三十一点	北緯三四度一六分三五秒〇九二八	東経一三二度三八分一七秒〇七〇〇
三十二点	北緯三四度一六分三五秒六五三七	東経一三二度三八分一五秒九六六一
三十三点	北緯三四度一六分三六秒四一八六	東経一三二度三八分一五秒一四九五
三十四点	北緯三四度一六分三五秒一二四三	東経一三二度三八分一三秒四四六四
三十五点	北緯三四度一六分三五秒二五七八	東経一三二度三八分一三秒二七五〇
三十六点	北緯三四度一六分三四秒五二一〇	東経一三二度三八分一三秒三〇五一
三十七点	北緯三四度一六分三八秒〇三五六	東経一三二度三八分一四秒五一六九
三十八点	北緯三四度一六分三七秒二二七三	東経一三二度三八分一六秒五七二一
三十九点	北緯三四度一六分三七秒八一五五	東経一三二度三八分一七秒七五七九
四十点	北緯三四度一六分三七秒三一七九	東経一三二度三八分一八秒五六九九
四十一点	北緯三四度一六分三七秒二九四七	東経一三二度三八分一九秒三九九〇
四十二点	北緯三四度一六分三九秒八九九九	東経一三二度三八分一八秒五五九五
四十三点	北緯三四度一六分四〇秒二八七〇	東経一三二度三八分一八秒〇一〇七

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

皆賀川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市佐伯区五日市町大字皆賀字北山及び字山田の区域内の土地のうち、次の一点から三十九点までを順次結んだ線及び一点と三十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十八年建設省告示第六百四十号で指定した皆賀川に掲げる土地の区域を除く。）

一点	北緯三四度二二分五二秒九九六一	東経一三二度二二分一五秒八六一八
二点	北緯三四度二二分三六秒四一八六	東経一三二度二二分一五秒一四九五
三点	北緯三四度二二分一五秒一二四三	東経一三二度二二分一三秒四四六四
四点	北緯三四度二二分一三秒三〇五一	東経一三二度二二分一三秒二七五〇
五点	北緯三四度二二分一三秒三五六六	東経一三二度二二分一四秒五一六九
六点	北緯三四度二二分一六秒五二一〇	東経一三二度二二分一三秒三六八〇
七点	北緯三四度二二分一三秒三七五二	東経一三二度二二分一三秒三八六〇
八点	北緯三四度二二分一三秒四四八七	東経一三二度二二分一三秒四四八四
九点	北緯三四度二二分一三秒四四八四	東経一三二度二二分一三秒四四八七
十点	北緯三四度二二分一三秒四四八七	東経一三二度二二分一三秒四四八八
十一点	北緯三四度二二分一三秒四四八八	東経一三二度二二分一三秒三七五二
十二点	北緯三四度二二分一三秒三七五二	東経一三二度二二分一三秒三八六〇
十三点	北緯三四度二二分一三秒三八六〇	東経一三二度二二分一三秒八五九三
十四点	北緯三四度二二分一三秒八五九三	東経一三二度二二分一三秒八四七〇
十五点	北緯三四度二二分一三秒八四七〇	東経一三二度二二分一三秒八六一四
十六点	北緯三四度二二分一三秒八六一四	東経一三二度二二分一三秒九一七〇
十七点	北緯三四度二二分一三秒九一七〇	東経一三二度二二分一三秒九六八二
十八点	北緯三四度二二分一三秒九六八二	東経一三二度二二分一四秒〇五一〇
十九点	北緯三四度二二分一四秒〇五一〇	東経一三二度二二分一四秒〇六〇〇
二十点	北緯三四度二二分一四秒〇六〇〇	東経一三二度二二分一四秒七一四七
二十一点	北緯三四度二二分一四秒七一四七	東経一三二度二二分一四秒二二四〇
二十二点	北緯三四度二二分一四秒二二四〇	東経一三二度二二分一四秒五七七三
二十三点	北緯三四度二二分一四秒五七七三	東経一三二度二二分一四秒六二二八
二十四点	北緯三四度二二分一四秒六二二八	東経一三二度二二分一四秒六一二五
二十五点	北緯三四度二二分一四秒六一二五	東経一三二度二二分一四秒七五九五
二十六点	北緯三四度二二分一四秒七五九五	東経一三二度二二分一四秒八四八六
二十七点	北緯三四度二二分一四秒八四八六	東経一三二度二二分一四秒八五二八
二十八点	北緯三四度二二分一四秒八五二八	東経一三二度二二分一四秒八六一四
二十九点	北緯三四度二二分一四秒八六一四	東経一三二度二二分一四秒九五九九
三十点	北緯三四度二二分一四秒九五九九	東経一三二度二二分一四秒九八六二
三十一点	北緯三四度二二分一四秒九八六二	東経一三二度二二分一四秒九九八八

三十二点　北緯三四度二二分五三秒一九五四　東経一三二度二二分二四秒一五六四
三十三点　北緯三四度二二分五三秒一七三五　東経一三二度二二分二四秒二三六六
三十四点　北緯三四度二二分五二秒九四四七　東経一三二度二二分二四秒四五九四
三十五点　北緯三四度二二分五二秒八四六二　東経一三二度二二分二四秒四二〇八
三十六点　北緯三四度二二分五二秒八二八六　東経一三二度二二分二四秒四一三九
三十七点　北緯三四度二二分五二秒七五四一　東経一三二度二二分二四秒〇七五一
三十八点　北緯三四度二二分五二秒七六三七　東経一三二度二二分二四秒〇四〇二
三十九点　北緯三四度二二分五二秒七八四七　東経一三二度二二分二三秒九六三四

○関東地方整備局告示第百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十五日

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百六十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
茨城県猿島郡境町みらい平二丁目一〇番から同町みらい平二丁目一八番まで	前	一一〇・〇〇～三三一・七四	メートル
	後	一一〇・〇〇～三二五・九四	〇・一六五 キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十五日

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百六十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字横町一五七〇番一から同町大字国納字横町七三〇番四まで	前	三二・〇〇～三八・〇〇	メートル
	後	三二・〇〇～三七・〇〇	〇・一四八 キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十五日　近畿地方整備局長　長谷川朋弘

○国土交通省告示第三百十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年四月十五日　国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　上原川
二　砂防法第二条の土地の表示
　昭和三十五年建設省告示第八百七十六号で指定した上原川に掲げる土地のうち、次の一点と二点を結んだ線より根谷川合流点に至る区間の官民地境界線から左右各岸五メートルまでの区域及び同区間の河川敷
　一点　北緯三四度三〇分三一秒四五二六　東経一三二度三一分〇五秒四七七二
　二点　北緯三四度三〇分三一秒三〇六一　東経一三二度三一分〇五秒八八五二

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百六十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
香芝市下田西一丁目一六一番二から同市下田西一丁目一二四番一まで	前	六・二一～一〇・一四	メートル
	後	八・九二～一〇・二一	〇・〇七八 キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十五日　近畿地方整備局長　長谷川朋弘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十五号	香芝市下田西一丁目一六一番二から同市下田西一丁目一二四番一まで	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月十五日

○岐阜県公安委員会告示第六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月十五日　岐阜県公安委員会委員長　林　正子

特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
変更前　指定番号　六三二二―一
変更後　指定番号　六三二五―一

○愛知県公安委員会告示第十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月十五日　愛知県公安委員会委員長　藤森　利雄

特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
変更前　指定番号　六三二二―一
変更後　指定番号　六三二五―一

○三重県公安委員会告示第十号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月十五日　三重県公安委員会委員長　志田　幸雄

特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
変更前　指定番号　六三二二―一
変更後　指定番号　六三二五―一

○京都府公安委員会告示第四十六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月十五日　京都府公安委員会委員長　在田　正秀

特定抗争指定暴力団等
令和二年一月七日京都府公安委員会告示第三号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
変更前
指定番号　六三二二―一
変更後
指定番号　六三二五―一

○大阪府公安委員会告示第五十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。
令和七年四月十五日
大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治
特定抗争指定暴力団等
令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
変更前
指定番号　六三二二―一
変更後
指定番号　六三二五―一

○兵庫県公安委員会告示第七十八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。
令和七年四月十五日
兵庫県公安委員会委員長　澤田　隆
特定抗争指定暴力団等
令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
変更前
指定番号　六三二二―一
変更後
指定番号　六三二五―一

○鳥取県公安委員会告示第三十五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。
令和七年四月十五日
鳥取県公安委員会委員長　勝部　芳子
特定抗争指定暴力団等
令和二年七月七日鳥取県公安委員会告示第六十五号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
変更前
指定番号　六三二二―一
変更後
指定番号　六三二五―一

○島根県公安委員会告示第七号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。
令和七年四月十五日
島根県公安委員会委員長　藤田　和雄
特定抗争指定暴力団等
令和二年七月七日島根県公安委員会告示第七十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
変更前
指定番号　六三二二―一
変更後
指定番号　六三二五―一

○岡山県公安委員会告示第五十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。
令和七年四月十五日
岡山県公安委員会委員長　内田　通子
特定抗争指定暴力団等
令和二年七月七日岡山県公安委員会告示第九十九号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
変更前
指定番号　六三二二―一
変更後
指定番号　六三二五―一

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

四月十一日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律
及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律
裁判所職員定員法の一部を改正する法律

議案提出

四月十一日議員から提出した議案は次のとおりである。
ライドシェア事業に係る制度の導入に関する法律案（青柳仁士外二名提出）
外国為替資金特別会計の在り方の見直しに関する法律案（田中健外一名提出）

議案受領

四月十一日参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。
労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

議案送付

四月十一日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
電波法及び放送法の一部を改正する法律案

議案通知書受領

四月十一日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律
及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

質問書提出

四月十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
良質な幼児教育実現のための制度の整備に関する質問主意書（屋良朝博提出）
良質な幼児教育を提供するための子ども・子育て支援制度等の改善に関する質問主意書（屋良朝博提出）
幼稚園等の体制及び施設の整備支援に関する質問主意書（屋良朝博提出）

答弁書受領

四月十一日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員屋良朝博提出沖縄における米兵による事件事故等に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員島田洋一提出中国の国防七校とわが国の大学との提携に関する質問に対する答弁書
衆議院議員岡本充功提出高額療養費制度の見直しに関する質問に対する答弁書

報告書受領

四月十一日内閣から次の報告書を受領した。
食料・農業・農村基本法第十七条第九項において準用する同条第六項の規定に基づく食料・農業・農村基本計画の変更の報告
又同日内閣を経由して農林水産大臣江藤拓から、次の報告書を受領した。
食料供給困難事態対策法第三条第五項の規定に基づく食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針の報告

参議院

議案受領

四月十一日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案（閣法第三一号）
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第三五号）
電波法及び放送法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

議案受領（予備審査）

四月十一日衆議院から次の議案が送付された。
若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減するための所得控除の拡充に関し講ずべき措置に関する法律案（田中健外一名提出）（衆第二三号）

議案送付

四月十一日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

議決通知

四月十一日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

質問主意書提出

四月十一日議員から次の質問主意書が提出された。

石綿健康被害救済法による特別遺族給付金の認定に係る旧国鉄元職員の遺族及びＪＲ元職員の遺族間の権衡に関する再質問主意書（福島みずほ提出）（第九五号）

答弁書受領

四月十一日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員柴田巧提出母子及び父子並びに寡婦福祉法の対象範囲に関する質問に対する答弁書（第七六号）

参議院議員神谷宗幣提出土地利用状況に関する報告を踏まえた安全保障と外国人土地取得規制に関する再質問に対する答弁書（第七七号）

参議院議員神谷宗幣提出ＬＧＢＴ理解増進法における「不当な差別」の定義の明確化に関する質問に対する答弁書（第七八号）

参議院議員神谷宗幣提出「高度専門職」外国人受入れと安全保障上の懸念に関する質問に対する答弁書（第七九号）

参議院議員石垣のりこ提出診療所医師の引退年齢を八十歳と仮定して医師偏在対策を策定することの妥当性に関する質問に対する答弁書（第八〇号）

法律公布奏上及び通知

四月十一日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

報告書受領

四月十一日内閣から、食料・農業・農村基本法第十七条第九項において準用する同条第六項の規定に基づく食料・農業・農村基本計画の変更の報告を受領した。

また、同日内閣を経由して農林水産大臣から、食料供給困難事態対策法第三条第五項の規定に基づく食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針を受領した。

人事異動

内閣

外務審議官　赤堀　毅

（外務省北米局長）外務事務官　有馬　裕

（外務省大臣官房審議官）同　林　誠

財務官　三村　淳

（財務省国際局長）財務事務官　土谷　晃浩

（財務省大臣官房審議官）同　藤﨑雄二郎

経済産業審議官　松尾　剛彦

（経済産業省製造産業局長）経済産業事務官　伊吹　英明

（経済産業省大臣官房審議官（製造産業局担当））同　香山　弘文

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）（四月十一日）

内閣府

沖縄振興開発金融公庫監事に任命する（四月一日）　川住　昌光

官庁報告

法務

公証人任免

さいたま地方法務局所属公証人米重哲男は願により公証人を免ぜられた。

桂木正樹は公証人に任命され、熊本地方法務局所属元公証人大原英雄の後任を命ぜられた。（以上三月三十一日）（法務省）

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

中部運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第１号）、中部海上旅客運送業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第２号）、中部漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第３号）及び中部漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和７年４月15日

中部運輸局長　中村　広樹

１．中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「260,950円」を「271,450円」に、「244,500円」を「255,000円」に、「202,550円」を「213,050円」に、「193,250円」を「203,750円」に改める。

２．中部海上旅客運送業最低賃金第４項中「255,600円」を「264,700円」に、「193,350円」を「202,450円」に改める。

３．中部漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「214,000円」を「224,000円」に改める。

４．中部漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「216,000円」を「226,000円」に改める。

附　則

この公示は、令和７年５月15日から効力を生ずる。

公　　告

諸　事　項

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和７年４月15日

国土交通省航空局長　平岡　成哲

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

本件は、飛行場情報放送業務（ＡＴＩＳ）端末の調整作業を行うものである。

下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本装置の技術情報を有している法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札による公告を行う予定である。

２．業務概要

⑴　業務名　令和７年度飛行場情報放送業務（ＡＴＩＳ）端末調整作業

⑵　業務内容　公募説明書のとおり

⑶　履行期間　契約締結日の翌日から令和８年３月19日まで

３．業務目的

本業務は、飛行場情報放送業務（ＡＴＩＳ）端末の調整作業を目的とする。

４．応募要件

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　国土交通省航空局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

③　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

④　上記以外の要件は、公募説明書による。

⑵　業務執行体制に関する要件

①　作業行程を明示できること。

②　実施体制（人員構成、作業責任者、品質管理体制）を明示できること。

⑶　作業に必要となる技術等に関する要件

本業務を実施するために必要な、特定法人等が保有する知的財産権及び技術情報の利用について、許諾を受けていることを明示できること。

５．手続等

⑴　担当部局

〒100―8918　東京都千代田区霞が関２―１―３国土交通省航空局予算・管財室契約係ＴＥＬ03―5253―8111（内線47186）

⑵　説明書の交付期間及び方法

令和７年４月15日から令和７年５月７日まで

⑶　参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和７年５月８日　17：00必着

場所：⑴に同じ。原則として電子メールにより提出すること。

６．その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口

５．⑴に同じ。

⑶　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も５．⑶により参加意思確認書を提出することができるが、一般競争入札に移行した後、入札参加を希望する場合には開札時までに公告等級に適合した資格等級の格付けがなされていなければならない。

⑷　契約予定日　令和７年５月30日

⑸　随意契約によることとした場合の「政府調達に関する協定」の規定上の理由　第13条第１項(b)(ii)「排他的権利の保護」

⑹　その他詳細は、公募説明書による。

７．Summary

⑴　Subject matter of contract: Adjustment in the Automatic Terminal Information Service workstations of 2025.

⑵　Time-limit to express interests: 5:00 P.M. May 8, 2025

⑶　Contract point for documentation relating to the proposal: Contract section, Budget and Property Administration Office, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1―3 Kasumigaseki Chiyoda-ku, To-kyo, 100―8918 Japan. TEL 03―5253―8111 (Ext. 47186)

(4) Expected date of the contract : 30 May, 2025

(5) Reason for the use of the single tendering procedure as provided for in the Agreement on Government Procurement : A-rticle XⅢ 1. b. ii “Protection of Exclusive Rights”

(6) Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs : HIRAOKA Shigenori, Director-General of the Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算終結

令和６年（ヒ）第５号

千葉県松戸市栗山153

清算株式会社　株式会社テイク４ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ

１　決定年月日　令和７年４月１日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

千葉地方裁判所松戸支部

令和６年（ヒ）第１６号

岡山市北区高松319番地１

清算株式会社　株式会社かわせみ

１　決定年月日　令和７年４月３日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

岡山地方裁判所第３民事部

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画認可

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年五月二十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://b-engineer.co.jp/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十一月二十九日

掲載頁　四十九頁（号外第二七九号）

令和七年四月十五日

東京都渋谷区渋谷二丁目二二―三渋谷東口ビル六Ｆ

（甲）株式会社Ｂｒａｎｄｉｎｇ　Ｅｎｇｉｎｅｅｒ

代表取締役　髙原　克弥

東京都渋谷区渋谷二丁目二二番三号渋谷東口ビル六階　（乙）株式会社ＵＰＴＯＲＹ

代表取締役　髙原　克弥

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　東京都内において発行する産経新聞

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　二十一頁

（乙）掲載紙　東京都内において発行する産経新聞

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　二十一頁

令和七年四月十五日

東京都中央区銀座四丁目五番六号

（甲）株式会社山野楽器

代表取締役　山野　政彦

東京都中央区銀座一丁目六番一〇号

（乙）株式会社上一ビルディング

代表取締役　山野　早代

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十二日

掲載頁　九十六頁（号外第四十九号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月十五日

福井県越前市家久町第二四号三番地の一

（甲）北陸リトレッド株式会社

代表取締役　左膳　妥友

福井県越前市家久町三〇号一一番地

（乙）北陸バンダグ株式会社

代表取締役　三村　健二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日

兵庫県芦屋市親王塚町九番八―二号

（甲）合同会社ＴＫＦ

代表社員　舩木　麻衣

兵庫県芦屋市親王塚町九番八―二号

（乙）合同会社Ｓｔｅｌｌａ　Ａｃａｄｅｍｙ

代表社員　舩木　麻衣

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するサン・アーク・ラボ株式会社（住所宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番三号）に対して当社のバイオアッセイ事業及び不動産賃貸事業（但し、不動産賃貸事業のうちエーアイシルク株式会社への賃貸事業を除く。）に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和七年四月二十八日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://3maru.co.jp/mitsumarukagaku/company.html

令和七年四月十五日

宮城県柴田郡村田町大字村田字西ケ丘一二番地の一

三丸化学株式会社

代表取締役　照井　潤

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＡＲＩＧＡＴＯ株式会社（住所東京都渋谷区元代々木町三〇番一三号）に対して当社のサンキュ！事業（デジタルアプリ事業を除く）に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月二十日

掲載頁　一二一頁（号外第一四八号）

令和七年四月十五日

岡山県岡山市北区南方三丁目七番一七号

株式会社ベネッセコーポレーション

代表取締役会長兼社長　岩瀬　大輔

新設分割公告

当法人は、令和七年三月二十一日付、医療法人新設分割の認可を受けました。

認可に伴い、細江クリニックに関する全業務は、（仮称）社団医療法人細江クリニックに継承させることといたしましたので公告いたします。

この分割に異議のある債権者は、令和七年五月二十六日までにその旨を申し出ください。

なお、引継ぎの法人所在地、連絡先は左記のとおりです。

法人名　（仮称）社団医療法人細江クリニック

住　所　下関市細江町三丁目二番一六号

電　話　〇八三（二三二）一三七四

ＦＡＸ　〇八三（二三二）五〇九四

令和七年四月十五日

福岡市西区田尻東三丁目二七〇三番地一

医療法人豊栄会

理事長　江口　正雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ジョンソンとし、効力発生日は令和七年五月十六日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日

札幌市中央区南四条西六丁目八―三晴ばれビル五〇一―Ｄ　合同会社ジョンソン

代表社員　渡邊　凌

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日

北海道岩見沢市幌向南三条四丁目二九六―一二

合同会社一想

代表社員　天坂　元

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月二十三日であり、組織変更後の商号は株式会社猪川振興とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日

岩手県大船渡市猪川町字下権現堂二一番地

合名会社猪川振興公益会

代表社員　千葉喜美夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月二十日であり、組織変更後の商号は株式会社ホネブトとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日

千葉県習志野市鷺沼三―九―二―一〇一

合同会社ホネブト

代表社員　松本　隆光

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月二十三日であり、組織変更後の商号はＪ―Ｃｏｎｎｅｃｔ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日

東京都豊島区駒込一丁目四〇番四号全国蕎麦製粉会館三〇一号

合同会社ＡＮＨ　ＭＡＩ

代表社員　ファム・トゥアン・アン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日

東京都八王子市横山町一二番八号ソエダビル四階　YANKO DESIGN合同会社

代表社員　山田真理江

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号　合同会社ゴウ

代表社員　郷　将輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。効力発生日は令和七年六月一日であり、組織変更公告後の商号は株式会社うこっけい苑とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日

静岡県周智郡森町一宮五九五番地　合同会社にんたま

代表社員　高橋恵美子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日

大阪府茨木市沢良宜西一丁目二番五号二階　合同会社アーデントラボ

代表社員　池本　政直

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日

大阪市淀川区西中島六丁目二―三チサンマンション第七新大阪八一四号室　合同会社虎の子スタジオ

代表社員　小林　尚暉

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、総会の承認決議は令和七年三月二十九日に終了しており、組織変更後の名称は神子畑区自治会とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備えおいております。

令和七年四月十五日

兵庫県朝来市佐嚢字中村一八三八番地の一　神子畑生産森林組合

組合長理事　中島　巧

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日

熊本市中央区慶徳堀町一番地一（四〇一号）　クレオ合同会社

代表社員　坂口　亮人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十五日

沖縄県名護市大中一丁目一四番六号　合資会社津嘉山酒造所

代表社員　瑞慶村　實

効力発生日変更公告

当社は、令和七年五月三十日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年五月三十一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年四月十五日

群馬県前橋市大友町一丁目二番一一号

（甲）株式会社メモリード

代表取締役　吉田　卓史

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲五二一三番地二

（乙）株式会社瀬田花屋

代表取締役　髙橋　徹治

東京都杉並区荻窪二丁目二三番一二号

（丙）株式会社愛典福島屋

代表取締役　前山　清隆

群馬県伊勢崎市宮子町三四〇〇番地七

（丁）株式会社清閑堂

代表取締役　吉田　卓史

効力発生日変更公告

当社は、令和七年五月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年六月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年四月十五日

東京都千代田区平河町二丁目七番五号　株式会社隼

代表取締役　渡邉　博

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月十五日

埼玉県春日部市大場五四六番地一六　有限会社Ｊ．Ｃカンパニー

取締役　反橋　愛子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億五千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月十五日

東京都港区六本木一丁目六番一号　株式会社Ｓａｎｄ６１

代表取締役　菱田　誠

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千七十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月十五日

愛知県名古屋市緑区鎌倉台一丁目二一一番地　株式会社ＩＮＮＯＶＥＬ　ＨＥＡＬＴＨＣＡＲＥ

代表取締役　石野　政道

資本金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が増加することを条件として、資本金の額を十一億三百万六千七百五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十五日

掲載頁　五十六頁（号外第六十三号）

令和七年四月十五日

大阪市中央区南本町一丁目八番一四号　株式会社ＣＣＧ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ

代表取締役　北田　浩之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月十四日

掲載頁　二頁

令和七年四月十五日

大阪市北区大深町一番一号ＬＩＮＫＳ・ＵＭＥＤＡ八階　株式会社ラシエル

代表取締役　石野　政道

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金五千万円減少し金五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月十六日であり、株主総会の決議は令和七年三月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月十四日

掲載頁　七十二頁（号外第一四四号）

令和七年四月十五日

福岡県三潴郡大木町大字高橋五一八番地　株式会社アスタラビスタ

代表取締役　馬淵　幸洋

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三百万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月十五日

千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷二丁目一八番五八号

有限会社ティー・ワイ商事

代表取締役　小野　拓也

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億九千七百五十八万七千百二十五円減少し、減少する準備金額の内五百万円を資本金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月十五日

東京都大田区南馬込一丁目六番七号

株式会社ＦＫＣ

代表取締役　福地　孝夫

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億三百五十九万六百円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年三月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月十五日

神奈川県川崎市高津区坂戸一丁目二〇番一号

株式会社ミツトヨ

代表取締役　沼田　恵明

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十三億二千七百五十七万二千八百三十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月十五日

新潟県十日町市明石町二五番地

株式会社Ｏｄｅｃ．ＨＤ

代表取締役　大島　博

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五億四百六十五万千四百七十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月十五日

岡山市北区蕃山町三番七号両備蕃山町ビル

五階

仁木ホールディングス株式会社

代表取締役　仁木　將雄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億六千万円、資本準備金の額を七億四千五百万円減少し、それぞれ三億九千五百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年八月十四日

掲載頁　四十一頁（号外第一九〇号）

令和七年四月十五日

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

Ｇｌｏｂａｌ　Ｈｏｓｐｉｔａｌ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社

代表取締役　上出　衛輔

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千八百七十五万円減少し、一千万円とし、資本準備金の額を一千八百七十五万円減少し、八千九百万円とすることにいたしました。

また、令和七年四月十五日から令和七年五月十九日までの日に新株予約権の行使があった場合には、当該新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金と同額分の資本金及び資本準備金の額を減少し、最終的な資本金及び資本準備金の額をそれぞれ一千万円及び八千九百万円とすることといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://humanlife.co.jp

令和七年四月十五日

東京都新宿区新宿二丁目一六番六号

株式会社ＨＵＭＡＮ　ＬＩＦＥ

代表取締役　板垣　瑞樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億四千九百九十八万九千九百三十五円、資本準備金の額を七億四千九百九十八万九千九百三十五円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額、資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年七月八日

掲載頁　二頁

令和七年四月十五日

東京都江東区青海二丁目四番二四号

福助株式会社

代表取締役　坂本　友哉

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円、資本準備金の額を一億二千万円減少し、それぞれ八千万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年四月八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりですが、期中に増資を行い、現在の資本金の額は一億五千万円、資本準備金の額は一億二千万円となっております。

https://www.recosys.co.jp/

令和七年四月十五日

東京都中央区京橋一丁目一番五号

株式会社リコシス

代表取締役　山本　卓也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億円、資本準備金の額を六億七千三百三十六万九千九百円減少し、それぞれ九千八百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月一日

掲載頁　十三頁

令和七年四月十五日

大阪市福島区福島六丁目一〇番一一号

株式会社大近

代表取締役　中津　裕彦

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年四月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式を一対三の比率で行う株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年四月十五日

東京都新宿区西新宿六丁目一八番一号

株式会社ＳＦＩＤＡ　Ｘ

代表取締役　住田　悦郎

基準日設定につき通知公告

当会社は、令和七年五月一日をもってその効力が発生する各種類株式の株式分割に関し、令和七年四月三十日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された各種類株主をもって、その所有する各種類株式一株を十株とする株式分割により新株の割当てを受ける株主とする旨を決定しましたので、会社法第百二十四条第一項の規定に基づき公告いたします。

令和七年四月十五日

東京都品川区西五反田四丁目三二番一号

東京日産西五反田ビル七階

株式会社ナンバーナイン

代表取締役　小林　琢磨

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月十五日

茨城県水戸市石川一丁目四〇〇九番地の七

関東工営株式会社

代表取締役　谷津　邦夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月十五日

千葉市緑区古市場町四七四番地五一

ビー・シイ商事株式会社

代表取締役　溝部　孝

代表取締役　溝部　稚菜

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月十五日

静岡県浜松市中央区新貝町二三九番地の一

浜松青果株式会社

代表取締役　松井　英司

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月十五日

大阪市西区新町三丁目四番六号

徳華商事株式会社

代表取締役　常　義宏

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月十五日

北九州市若松区大字安瀬二五番地の一

神野建設株式会社

代表取締役　神野　康

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨はhttps://www.kaikei-home.com/axess/0077/index.htmlに掲載されています。

令和七年四月十五日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

Ｔｅｎｊｉｎ１特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億円減少し十八億五千五百万円とし、発行済優先出資総口数三万九千百口のうち二千口を一口につき金五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.nishiuchi-cpa-office.com/accounting

令和七年四月十五日

東京都港区虎ノ門五丁目三番二〇号株式会社アカウンティング・マネジメント・サービス内

錦糸町タワー特定目的会社

取締役　田中　博之

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億円減少し七十六億九千八百五万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://koukoku.silsphere.jp/?id=9233

令和七年四月十五日

東京都千代田区平河町一丁目六番一五号

シルスフィア会計事務所内

ジャパンレジデンス特定目的会社

取締役　稲葉　孝史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億円減少し二十二億五千十五万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.akasaka-accounting.jp/balance/

令和七年四月十五日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社

赤坂国際会計内　大阪通天閣特定目的会社

取締役　林　令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億五千万円減少し二十億一千三百五万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-audit.or.jp/balance/

令和七年四月十五日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社

赤坂国際会計内　難波黒門特定目的会社

取締役　林　令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億六千三百万円減少し三十六億四千六百五万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-audit.or.jp/balance/

令和七年四月十五日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社

赤坂国際会計内

カンサイレジデンス特定目的会社

取締役　林　令史

債権申出の公告（第二回）

ＮＯＫグループ確定給付企業年金は、確定給付企業年金法第八十条第三項の規定により終了の承認があったものとみなされたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十五日

東京都港区芝大門一丁目一二番一五号

ＮＯＫグループ確定給付企業年金

清算人　中山　貴仁

債権申出の公告（第二回）

当企業年金基金は規約型企業年金へ移行することにより、令和七年四月一日、厚生労働大臣により解散の認可があったものとみなされましたので当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十五日

神奈川県川崎市川崎区大川町二番一号

三菱化工機企業年金基金

清算人　渡邊　晃

取消公告

令和七年四月八日（号外第七十九号）掲載の新設分割公告は取消します。

令和七年四月十五日

宮城県柴田郡村田町大字村田字西ケ丘一二番地の一

三丸化学株式会社

代表取締役　照井　潤

取消公告

令和七年三月三十一日掲載の取得条項付新株予約権の取得及び取得日の通知公告は取消します。

令和七年四月十五日

東京都港区南麻布一丁目一番五―一〇五号

株式会社Ｇｌｏｂａｌ　Ｓｔｅｐ　Ａｃａｄｅｍｙ　代表取締役　加藤　道緒

正　誤

令和七年三月二十七日公布外務省令第七号（外務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一ページ四段二行目から五行目までは次のとおりの誤り。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

ページ	段	行	誤	正
八	上	終りから一〇	補助線	幹線

令和七年三月七日関東地方整備局告示第七十八号（都市計画に関する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
八	上	終りから一〇	補助線	幹線